エコー山の会山行細則

(目的)

第1条 この細則は、エコー山の会規約第4条に定める会山行及び派遣山行について必要な事項を定める。

(会山行)

- 第2条 会山行は、本会で企画、主催する山行をいう。
- 2 会山行は、行事山行及び一般山行に区分する。
- 3 前項のほか、運営委員会で承認された山行も会山行とする。

(派遣山行)

- 第3条 派遣山行は、他団体が主催する山行で運営委員会において事前に参加を認めた山 行をいう。
- 2 事前に運営委員会の承認を得る時間のない場合には、会長及び副会長が協議し、参加 を認めた場合、山行終了後直近の運営委員会に報告する。

(行事山行)

- 第4条 行事山行は、新緑山行、清掃山行、集中登山、忘年山行とする。
- 2 行事山行の計画は、運営委員会において決定する。
- 3 行事山行の実施日は、原則として土曜日又は日曜日とする。
- 4 会員は、行事山行には積極的に参加するものとする。
- 5 行事山行には、会員の誰もが参加できるようにコースを設定する。また参加人員を制限しない。
- 6 行事山行の当日は、一般山行は行わない。
- 7 行事山行の担当リーダーは、山行計画書を作成する。

(一般山行)

- 第5条 一般山行を計画する者は、運営委員会に出席し書面で計画書案を提出し承認を得る。
- 2 一般山行計画書には、山域・山名、リーダー名、山行実施日、雨天時の対応、山行コース、山域の地図名、山行グレード(体力度、難易度を表示する)、歩程時間、累積(登り)標高差、定員、出発時間(乗換時間)、装備、山行が宿泊を伴う場合は概算費用等を記載する。
- 3 一般山行は、例会及び運営委員会開催日には行わない。

(山行グレード)

第6条 会山行を安全に実施する際の目安とするため、本会の山行グレードを設ける。 本会の山行グレードは、別表1のとおりとする。

(会山行の管理)

- 第7条 会山行を安全に実施するため、山行管理者を置く。
- 2 山行管理者は運営委員会で承認された山行の山行計画書、及び下山報告を受領する。

(山行計画案の事前審査)

- 第8条 会山行を安全に実施するため、山行計画案の事前審査を行う。
- 2 事前審査は、運営委員会に事前審査員を数名置き行う。

- 3 事前審査対象の会山行は別表2のとおりとする。
- 4 事前審査を受ける場合は、計画案を審議する運営委員会開催日の10日前までに山行 管理者に提出する。
- 5 山行管理者は事前審査対象山行計画書を受領し事前審査員と協議する。
- 6 事前審査を受けて運営委員会で承認された山行は、実施日の1週間前までに参加メン バー表を山行管理者に提出する。

(会山行参加の受付)

- 第9条 会山行参加の受付日は、原則として会報発行日から6日以後とする。
- 2 会山行の参加を希望する者は、決められた指定時刻以後に電話(又はメール)で参加申し 込みを行う。山行担当リーダーは、指定時刻以前の参加申し込みは受け付けしない。
- 3 会山行には会員外の者の参加は認めない。
- 4 次の各号に該当する場合は、担当のリーダーは参加を断る場合がある。
 - (1) 定員が設けてあり、この定員を超えた場合。
 - (2) 参加希望者の体力・技術不足、又は初参加で力量が不明の場合。

(会山行前の留意事項)

- 第10条 リーダーは山行計画書を作成し参加者に周知する。
- 2 会山行の参加者は連れられ登山ではなく、山行グレード・内容を確認し事前に準備と装備を整え、自らの責任において参加する。
- 3 新入会員の参加は、本会のグレード表に基づく体力度初級向、難易度★の山行から始める。

(山行計画書の提出)

- 第11条 会山行のリーダーは、事前に山行管理者に山行計画書を提出する。なお、ウォーキングについては、参加者名簿を山行計画書に代えることができる。
- 2 会山行のリーダーは山行の際、登山口ポスト又は登山地域の警察署等に山行計画書 (届)を提出する。

(サブリーダーの配置)

第 12 条 会山行を安全に実施するため、参加者 $7 \sim 8$ 名につき 1 名の割合でサブリーダーを置く。

(会山行の定員)

- 第13条 会山行を安全に実施するために区分ごと必要に応じて定員を定める。
 - 2 定員については、別表1の山行グレードに付記する。

(会山行計画の変更)

- 第14条 会山行が止むを得ず変更せざるを得ない場合は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 登山口までの鉄道、道路などが不通の場合や天候悪化や土砂崩れなどで計画した 登山コースに登れない場合、リーダーの判断で別コースに変えることは可とする。ただ しグレードが高くなる場合は原則不可とする。
 - (2) 前号と同様で、リーダーの判断で他の山に変更する場合は不可。同行者の合意で変更する場合は、個人山行とし、山行報告は掲載しない。
 - (3) 天候の都合等で日程を変更する場合は、1か月以内であれば可。ただし事前に山 行管理者に連絡する。不在の場合は会長に連絡する。1か月を過ぎる場合は、あらため て運営委員会に再提出し、承認を得る。

(会山行の装備)

- 第15条 会山行における装備は、過不足なく必要最低限のものを携行する。無雪期の日帰り山行や1~2泊山小屋泊まりの標準装備を別表3に示す。
- 2 会山行において下記の装備は常に携行する(ウォーキングは除く)。

共同装備 補助ロープ(必要に応じて)、ツェルト(必要に応じて)、携帯電話(複数の通信 会社のもの)

(会山行中における留意事項)

- 第16条 会山行中においてパーティは一体行動をとる。万一事故等で分けざるを得ない場合は、連絡係としてサブリーダーを含め2名以上とする。
- 2 会山行において道に迷ったら早めに引き返す。無理やり突き進まない。
- 3 会山行中、万一病気・事故等が発生した場合は、緊急時対応手順に基づき適切な対応 を行う。

(下山報告)

第17条 会山行のリーダーは、山行終了後速やかに、山行管理者に下山報告を行う(日帰りウォーキングは除く)。

(事故報告)

第18条 会山行のリーダーは、会山行において事故(怪我・道迷い・病気等を含む)が生じた場合は下山報告に併せて報告し山行管理者経由安全登山部会員の判定で必要とされた場合は、別紙 1の事故届を提出する。

書面で事故報告する対象は次の通りとする。

- 1 報告者は、当該会山行のリーダーとする。
- 2 報告すべき事故内容
- (1) 公的機関に救助依頼した場合(怪我の程度にかかわらず)
- (2) 公的機関以外の第三者(通りすがりの個人や団体)に救助依頼した場合も同様。
- (3) 事故内容が重症、死亡の場合。
- 3 その他の事故の場合はリーダーの判断に任せることとし、口頭報告も可とする。 会員に対して、より安心安全を優先とした行動へと導く為、軽微なトラブルであっても 報告する。

(費用負担)

- 第19条 一般山行において、資料作成・連絡などに発生する諸経費は、参加者全員で応分の負担をする。
- 2 個人負担にかかる費用で宿泊を伴う山行やバス山行に申し込み後、取り消す場合は違約金を徴収する。違約金の額は別表4のとおりとする。

(山岳保険等の加入)

第20条 会員は、山岳保険に加入して会山行に参加する。

(事故等における責任の所在)

第21条 会山行中事故等が発生した場合、その処理の経済的負担を含め、事故者本人が責任を負うことを原則とする。

(山行の期間)

第22条 会山行は、集合場所から解散場所までをいう。

(細則の改定)

第23条 本細則の改定は、運営委員会の決議を経て行う。

付 則

初版 平成5年(1993年)4月18日から施行する。

第10版 2023年11月11日から施行する。

主な改訂内容 第8条事前審査、第18条事故報告、別表1

第11版 2024年12月1日から施行する。

改訂内容 第18条書面で事故報告する対象を追加

別表1 (第6条関係)

エコ―山の会 山行グレード

1 一般登山(無雪期)

	区 分	1日の歩程時間	1日の累積標高差
	ウォーキング	4時間以内	_
	ウォーキング強	4時間以上	_
体力	初級向	4時間以内	500m以内
力度	一般向	4~5時間	700m以内
	一般向強	5~6時間	1000m以内
	やや健脚向	6~8時間	1500m以内
	健脚向	8時間以上	1500m以上

- ・ 歩程時間には休憩時間を含まない。
- ・ 避難小屋・天幕泊の山行で重荷になる場合は、ワンランクアップする。

	区分	摘 要	定員
	*	・道標が整備されているコース。	_
技術的難易度	**	・登山道は比較的明瞭。一部危険個所があるが、鎖・梯子等が設置されているコース ・登山経験が必要。	_
	***	・登山道が不明瞭であったり、藪、痩せ尾根、岩稜地帯を通過するコース。 ・地図読み能力、岩場・雪渓を安定して通過できるバランス能力 や技術が必要。	10名 以下
	***	・迷いやすい地形、極度の緊張を強いられる痩せ尾根、岩稜地帯を通過するコース。 ・地図読み能力、岩場・雪渓を安定して通過できるバランス能力や高度な技術が必要。	5名 以下

2 雪山・岩・沢・スキー

	- '		
区 分	グレード	判 断 基 準	定員
雪山	初級	雪崩の危険個所の少ない里地・里山の自然観察路等、山地・高原ハイキング道等。 行動時間4時間以内。	7名 以下
(スノーシュー・ 山スキーを 含む)		森林限界を超えない範囲の山地での尾根ルート。 行動時間4~6時間	7名 以下
百号)	上級	森林限界を超えた雪山での尾根ルート。 行動時間6時間以上	5名 以下
岩	初級	山行企画リーダーが岩・沢グレード資料等を参考	5名
沢	中級 上級	にして決める。	以下
スキー	_	ゲレンデスキー	_

別表2 (第8条関係)

事前審査対象山行

	対象山行	提出先
事前審査対象山行計画書の提出	・難易度★ ★ ★ ★の山行 ・沢 初級以上 ・岩(岩トレは除く) 初級以上 ・雪山 中級以上	山行管理者

別表 3 (第 15 条関係)

無雪期の日帰り山行・山小屋1~2泊山行の標準装備

無雪期の日帰り山行・山小屋1~2泊山行の標準装備				
区 分	摘 要			
服 装	 ・上着 長袖、ウールや化学繊維 ・ズボン 中厚手、動きやすいもの ・雨具 上下セパレート型 ・防寒着 季節、山の高度に応じて ・帽子 頭の保護、日除け ・手袋 手の保護、防寒 			
装備携行品	 ・登山靴 トレッキングシューズや軽登山靴。足に慣れたもの。 ・ザック ・ザックカバー ・水筒 1~20位 ・ヘッドライト 予備電池、電球の点検 ・地図 1/2.5万地形図が基本、登山地図 ・プレートコンパス ・ホイッスル ・ナイフ 小型・軽量のもの ・マッチ 防水に注意 ・食糧 昼食、行動食、非常食 最低1食分用意 ・レスキューシート ・シュリンゲ・カラビナ(必要に応じて) ・救急常備薬 三角巾 ・健康保険証 ・緊急連絡カード ・携帯電話 予備バッテリー ・洗面具・筆記具・ゴミ袋等 			

別表4 (第19条関係)

違約金基準

	区分	車両利用	宿泊
8日前まで		無料	
7日前から	欠員の補充が出来た場合	無作	
3日前	欠員の補充が出来なかった場合	50%	宿泊先の規定による
2日前及び	欠員の補充が出来た場合	無料	16 17 77 現代による
1日前	欠員の補充が出来なかった場合	100%	
当日取り消し		100 76	

エコー山の会会長殿

事故届

報告者

提出年月日(年月日)

山行名		事	事故発生年月 (何時・天候)	目	年	月 日
事故発生 (住所等) (略図は備え)					
事故者の(複数の時)			(年	齢才	性男	別) 女
事故者の (電話)			Tel			
リーダー	-		(パーテ	イ人数)	人	
事故態様		転落・滑落・転倒・落石・病気・遭難を	救出・その他	ī ()
(事故発生	生の状況	・経緯・原因など)				
(負傷・タ	芮状の程 原	变)				
(応急手)	当・搬送の	の方法)				
(リーダ	一の所見	L)				
/ /+++ -+ x -		© MA (27) J. 18)				
(備考・-	事政現場(の略図など)				

-	9 -	